

2. 雇用労働、ワーク・ライフ・バランスについて

＜雇用・労働、ワーク・ライフ・バランス、障がい者・外国人労働者に対する雇用、非正規労働者、男女平等に関連する要求＞

(1) さがみロボット特区をはじめとする「市域産業特区」がある「ロボット（先端技術）/ものづくりのまち・さがみはら」として“市役所の受付をロボットにする等、市がロボットユーザー”となって明確な方向性を示す中で、新たな産業誘致や現存の産業（企業）支援を積極的に進め、雇用に関するサポートも企業に対し行うこと。

また、ロボット関連産業に限らず、ものづくりに関連する事業者を支援し、将来の産業を支え業界をリードする開発者やエンジニア、製造工の教育・育成の相談なども行って、ものづくり労働者の雇用安定・能力開発・福祉が強化されるよう市内企業の支援を拡充すること。

【回答】

「ロボットやものづくりのまち・さがみはら」に関連した産業支援につきましては、令和3年度、庁舎入口等に案内ができるAIロボットを設置するとともに、事業者支援として、「さがみはらロボット導入支援センター」において、ロボット導入をはじめとした生産性向上に関する提案やアドバイスなどを行うほか、「ものづくり企業総合支援事業」の中で、中小企業の生産プロセスにおける課題解決の支援、「産業用ロボット導入補助金」による産業用ロボットの導入支援、「STEP50」によるロボット産業にインセンティブを付与した企業誘致、「サガツクナビ」「さがみはらロボットキャリア」の運営による人材確保支援を実施するなど、市内ものづくり企業に対し様々な支援を行っております。

また、人材育成についても、中小企業の技術者育成を目的とした研修やロボット導入に関する企画提案や設計、組立などを統合的に行うロボットSier（システムインテグレーター）養成講座などを実施しております。

今後も、ロボット関連企業やものづくり企業に対し、雇用や技術者育成を含めた事業者支援に努めてまいります。

(環境経済局)

(2) 新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが「5類」に移行された後も医療現場における、安全で質の高い医療の提供を確保するため、働き方改革をはじめとする休暇取得の促進や夜勤負担の軽減、保育に関する労働環境改善など、他市より先行して取り組みを普及・徹底させるよう引き続き対応すること。

また、効果的な医療職場環境の改善に向けて、労働団体などの関係団体を含めた中で、意見交換や現状課題を解決する場が構築できるよう、体制整備および職場実態に応じた支援を市として取り組むこと。

【回答】

医療従事者の休暇取得や夜勤負担軽減を促進するためには、医療人材の育成・確保が重要であることから、本市では、相模原看護専門学校の運営支援をはじめ、医師や看護師を目指す学生に対して修学資金の貸付を実施しております。

また、市病院協会が潜在看護師を対象として実施する各種相談事業や復職研修事業等への支援や、看護師等の確保・就業促進等を行うナースセンターの運営支援を行うとともに、医師や

看護師等の定着・確保を図るため、院内保育を実施する医療機関への支援を行うなど、継続的に取り組んでおります。

(健康福祉局)

- (3) 介護従事者の人材不足・確保・定着については、様々な機会を通じて現場の実態を把握し、状況に応じて改善等の指導を行うとともに、処遇ならびに職場労働環境の改善、メンタルサポートなど、予算を確保した上で継続して対応を行うとともに、新卒・定年後の再雇用者などによる新たな担い手をめざす人への研修に対する受講料補助を含めた支援を現在より拡充するなどし、人材確保の対策を一層強化すること。

【回答】

介護人材の確保・定着につきましては、市高齢者福祉施設協議会との定期的な意見交換等を通じて現場の実態把握等に努めるとともに、介護未経験者を対象とした研修から就職までの一体的支援や介護職員の勤続表彰、介護のイメージアップ事業等に取り組んでおります。さらに、本年度は、若手職員のコミュニケーション能力の向上や、施設等のICTの導入など、働きやすい職場環境づくりに向けた研修を実施しており、引き続き、介護人材の確保・定着に向けた取組を推進してまいります。

また、介護職員を対象としたメンタルヘルス相談事業も実施しており、職員の相談を受けるとともに、事業所へのフィードバックを行うことで、介護人材の定着を図っております。

(健康福祉局)

- (4) 保育士の確保と就労状況・処遇改善を目的とした取り組みの一環として市独自で行っている職員の助成制度や、やりがい向上を目的としたキャリアアップ等の制度充実を継続すること。

また、保育ニーズの更なる多様化に対処するため、保育士人材不足の解消に向けて職場復帰した復職者や男性保育士などをはじめ、全ての職員が働きやすい環境整備と啓発活動を継続して行うこと。

【回答】

保育人材の確保につきましては、関係団体と連携した上で、職員の処遇向上を図るための本市独自の助成や、市内全ての施設の保育者を対象とした「相模原市保育者ステップアップ研修」を、引き続き、実施してまいります。

また、復職者や男性保育士をはじめ、全ての職員が働きやすい環境整備に努めてまいります。

(こども・若者未来局)

- (5) 介護や看護現場における労働者肉体的負担軽減のためのロボットスーツや医療補助ロボット等の導入に係る費用助成や開発補助について、国や県からの助成補助制度だけではなく相模原市においても独自施策（助成や支援）を行うなど積極的に導入を推進し、現場での医療・介護従事者への負担軽減とともに患者の身体的・精神的負担軽減も進めることで、医療関連ロボット導入先進市として内外にPRできるよう取り組みを行うこと。

あわせて、看護に関連する中小/個人事業者や、その他業種（運輸関係・倉庫関係）の労働者

体力的負担軽減や労働災害防止の観点から、関連企業と連携し、様々なロボット技術の普及のための、意見交換や現状課題を解決する場が構築できるよう体制整備に市として取り組むこと。

【回答】

介護や医療に関連するロボット等の導入支援につきましては、ロボットに関連したイベントの開催など普及啓発を通じ、ロボット利活用の優位性をPRするとともに、国や県の補助制度に係る申請支援や、介護施設等における導入経費の補助のほか、市内中小企業等が行う新製品・新技術等に関する研究開発への補助も行っております。

また、看護など様々な業種との連携体制の整備につきましては、ロボットの実証実験を行う事業などを通じて、実証場所の施設職員等やロボットの開発者との交流、意見交換を行っております。

今後も、こうした取組を通じて、医療をはじめとした様々な分野の業種におけるロボット等の導入を積極的に進めてまいります。

(環境経済局)

<「雇用労働：ワーク・ライフ・バランス」に関する要求>

- (6) 中小企業をはじめとする市内労働者の福利厚生向上、また労働相談やサークル・研修等、自立と再生を目的とし、幅広く利用できる「労働会館」を「勤労者総合福祉センター（サン・エールさがみはら）」以外にも、現有建物の一部利用をするなどして設置をすること。**

【回答】

労働会館の新設につきましては、財政上の課題などから難しい状況です。

今後も、勤労者総合福祉センター（サン・エールさがみはら）で実施する各種事業等の充実を図り、より多くの皆様に活用される施設となるよう適切な運営を行い、勤労者福祉の向上に努めてまいります。

(環境経済局)

<「雇用労働：障がい者・外国人に対する雇用」に関する要求>

- (7) 障がい者雇用率の段階的引き上げに伴い、市は率先して障がい者の雇用を拡大し、法定雇用率以上を目標として取り組むこと。あわせて障がい者及び企業を支援する障がい者就業・生活支援センターなど関係機関の機能強化を支援し、障がいの有無、種類及び程度に関わらず、差別されることなく働ける社会の実現に向けた取り組みを進めること。**

【回答】

障害者雇用率の拡大につきましては、本市は率先して法定雇用率以上の達成に取り組んでいく必要があることから、「障害者活躍推進計画」に基づき、障害者を対象とする採用試験受験資格の緩和、障害者職業生活相談員による相談の実施等に取り組んでおります。また、正規職員である教員や学校事務職員のほか、会計年度任用短時間勤務職員のスクール・サポート・スタッフなど、多様な職において雇用を進めるとともに、ジョブコーチの配置や相談員の巡回により、働きやすい職場づくりと職場への定着に努めてまいります。

今後、法定雇用率の段階的引き上げが予定されておりますが、引き続き、積極的な採用を行

うとともに、働きやすい職場環境の整備などに努めてまいります。

差別や偏見のない誰もが安心して働ける社会の実現のためには、何より、障害に関する理解促進することが重要であることから、本市では、市内企業に対し、障害ごとの特性や合理的配慮を記載した事例集を配布するなど、様々な機会を捉えた理解啓発に取り組んでおります。

(総務局、教育局、健康福祉局)

(8) 外国人の市内就労状況の実態調査について、引き続き公共職業安定所（ハローワーク）と連携を行い雇用に対する不正や不当な労働環境での就労が行われぬよう管理を行うこと。

なお、外国人の相談窓口については、外国人にわかるようWEBやチラシ等の配架を行うなど、側面からの支援も継続して行うこと。

【回答】

外国人の雇用状況につきましては、労働施策総合推進法に基づき事業主から届出を受ける公共職業安定所（ハローワーク）が確認等を行っているものと承知しております。

なお、外国人労働者からの相談については、国が設置する外国人労働者相談コーナーや外国人労働者向け相談ダイヤル、県が実施している外国人労働相談を案内するなど、引き続き、関係機関と連携した対応に努めてまいります。

(環境経済局、市民局)

<雇用労働：男女平等（人権関係）>

(9) 男女共同参画社会の実現に向け、策定された、「第3次さがみはら男女共同参画プラン」での対応を踏まえながら、引き続き男女平等、ジェンダーフリーの社会へ向けた取り組みを推進すること。

また、ジェンダーギャップ指数の把握、評価を行い、誰もが働きやすい街作りに向けた、具体的な課題分析からの男女共同参画社会を目指した取り組みを進めること。

【回答】

男女共同参画社会の実現につきましては、その実現に向けて、各種施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した「第3次さがみはら男女共同参画プラン」に基づき、関係団体や市民の皆様等と協働するとともに、令和4年度に実施した男女共同参画に関する市民意識・事業所調査の結果も踏まえながら、取り組みを進めてまいります。

(市民局)

(10) ジェンダー平等についてこれまでの社会的・文化的に形成された先入観による不平等や差別の根絶や多様性の理解浸透に向けて、職場・地域における対策の充実を図ること。

あわせて、あらゆる職種・職域におけるハラスメントについて当事者が安心して気軽に相談ができる環境を整備するとともに、職場環境の改善と人材の育成を計画的に行うこと。

【回答】

性別による固定的な役割分担意識の改革を図るため、啓発講座等を開催するとともに、啓発誌やリーフレット、市ホームページ等の各種広報手段を活用した広報さがみはらや啓発を実施するなど、様々な啓発活動に取り組んでおり、引き続き、不平等や差別の根絶に向け、多様な主体と連携しながら啓発活動を実施してまいります。

また、ハラスメントの相談につきましては、中央区役所市民相談室において、かながわ労働センター県央支所の職員による労働相談を実施するほか、国が実施するハラスメント悩み相談室を周知しております。

ハラスメントの根絶に向けて、労働者が安心して働ける職場環境の充実が図られるよう、引き続き、関係機関と連携して取組を進めてまいります。

(市民局、環境経済局)